

地域計画

策定年月日	令和07年03月31日
更新年月日	()
目標年度	令和 12 年度
市町村名 (市町村コード)	村上市 (15212)
地域名 (地域内農業集落名)	三面地区 (岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	256.87 (258.13) ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	220.84 (222.01) ha
② 田の面積	210.61 (211.88) ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	46.25 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	17.63 (17.67) ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.24 (0) ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	67.24 (68.5) ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

小規模な圃場が多い状況で農業経営者の高齢化が進んでおり、また、後継者問題や集落営農・農事組合法人などの経営体の高齢化も進んでおり、新たな農地の受け手の確保や農道・水路の管理が課題となっている。加えて山間部の農地を中心に水路の管理が困難で耕作放棄地が増加しており、近年はイノシシやサルによる水稻や畑作物への被害が急激に拡大しており、有害鳥獣対策も喫緊の課題もある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

岩崩、荃太、布部、猿田を除く他の集落でほ場整備が予定されており、中間管理機構を経由して担い手に集積を進める必要があり、地域内における高齢化や後継者課題等による課題に対し、今後農業をどう維持するか、また、地域において効率的な営農管理が図れるかについて、集落(地域)での話し合いを定期的に進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を基本としながら、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	52.00 (53.12)	%	将来の目標とする集積率 90.00 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積を拡大する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や法人を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。									
(2)農地中間管理機構の活用方法 地域の農地を農地中間管理機構を活用して、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。									
(3)基盤整備事業への取組 千縄地区については、担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・汎用化等を目指し、農地中間管理機構関連農地整備事業によるほ場整備の早期事業着手を目指す。三面地区(新屋、中新保、堀野、上中島、石住、堀野)についても、同様に、農地中間管理機構関連農地整備事業によるほ場整備を目指す。									
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 集落内を中心に営農する経営体に対し集積・集約化を図り、自治体やJA等と連携し、栽培技術の支援や生産する農地の斡旋などに取り組む。また、農地および営農維持が困難な集落に対し、地域内外から地域農業を支える多様な経営体を募集するなど、経営体間の話し合いやマッチングによる切れ目のない農地利用と営農推進を図る。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 地域内外で地域農業を支える大規模経営体へ農作業委託を推進し、遊休農地の発生防止を図る。									
以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他
【選択した上記の取組内容】 ①イノシシや猿の被害が拡大しないよう電気柵等を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ②安心・安全な農産物の提供、多様なニーズに対応するため、県基準に合致した認証制度等をこれまでどおりに推進し、地域農産物の付加価値を向上する取り組みを進める。 ③営農管理の効率化や品質向上・収量増加のため、JAが提供する営農支援システム等を活用し、適期かつ効率的な営農管理をめざすとともに、多様な営農条件に適したスマート農業技術の導入・普及にむけた取り組みを推進する。 ⑦多面的機能の維持・発揮を図るため、集落単位での共同活動により、適切な保全管理を推進する。また、中山間地域等において、耕地条件の悪化や高齢化に加え、農業生産の維持・管理低下が課題となる集落については、交付金等の活用を推進し、集落(地域)と経営体が一体となった取り組みを推進する。 ⑩ほ場整備事業に伴い水田での園芸の取り組みを行う。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
				別 紙 参 照		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
計	385経営体		256.6 ha	0 ha		256.9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	0	うち計画同意者数(人・%)	0 (0%)
-------------	---	---------------	--------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。